訪問看護ステーション Compass
重要事項説明書【医療保険】

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社トレジャーハント
所在地	〒983-0014　仙台市宮城野区高砂一丁目181番地1
代表者氏名	代表取締役　木内　志姫
連絡先	TEL　022-349-5066　　FAX　022-349-5067

2. 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションCompass
所在地	〒983-0014　仙台市宮城野区高砂一丁目181番地1
ステーションコード	5290377
管理者	木内　志姫
サービス提供エリア	仙台市宮城野区　仙台市若林区　仙台市青葉区 多賀城市　塩竈市　七ヶ浜町　利府町

3. 事業の目的

本事業所は、疾病、負傷等により療養生活を必要とする者に対し、主治医の指示に基づき訪問看護を提供し、療養生活を支援するとともに心身の機能の維持回復及び生活機能の向上を図り、利用者が住み慣れた地域や家庭においてその人らしく安心して生活を継続できるよう支援することを目的とします。

4. 運営の方針

① 本事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援するとともに心身の機能の維持回復及び生活機能の向上を図ります。
② 本事業所は、主治医の指示に基づき、適切な訪問看護サービスを提供します。
③ 本事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
④ 本事業所は、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
⑤ 本事業所は、関係法令を遵守し、適正かつ円滑なサービスの提供に努めます。

5. 提供するサービス

① **病状および健康状態の観察**
血圧・脈拍・体温等の測定、病状の観察および異常の早期発見
② **療養生活の支援**
清拭、入浴介助、洗髪、排泄ケア、食事指導など日常生活の援助
③ **医療処置および医療機器の管理**
主治医の指示による処置（点滴、注射、褥瘡処置、カテーテル管理等）
人工呼吸器、在宅酸素、経管栄養等の管理
④ **リハビリテーション**
日常生活動作訓練、関節可動域訓練、筋力低下予防、生活機能向上の支援
⑤ **認知症および精神的ケア**
認知症の症状観察、生活支援、精神的ケア
⑥ **ターミナルケア（終末期看護）**
住み慣れた自宅で安心して療養できるよう支援します
⑦ **家族への支援・相談**
介護方法の助言、療養生活に関する相談対応
⑧ **関係機関との連携**
主治医、ケアマネジャー、医療機関、介護サービス事業所等との連携

6. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8時30分から17時30分
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、 8月13日から8月15日、12月30日から1月3日

※必要に応じて 24 時間対応体制を整えています。

7. 職員体制

職種	従事するサービス内容	人員
管理者	業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤）
訪問看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、 利用者の状態に合せ、 必要に応じたサービス提供をします。	2.5名以上 ※管理者と兼務1名
理学療法士	訪問看護でリハビリが必要な方への リハビリテーションを行います。	必要人数配置
作業療法士		
言語聴覚士	言語障害、嚥下障害等でお困りの方への リハビリテーションを行います。	必要人数配置

8.利用料金

訪問看護料金【医療保険】

後期高齢者（75歳以上）		1割または所得によって2割・3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 （70歳から74歳）	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般 （70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

基本利用料金

			料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ （1日につき）	看護師　週3日目まで		5,550円	560円	1,110円	1,670円
	看護師　週4日目以降 （厚生労働大臣が定める疾病等）		6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の場合		5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ （1日につき）	看護師 同一建物居住者 同一日に2人	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		週4日目以降（厚生労働大臣が定める疾病等）	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	看護師 同一建物居住者 同一日に3人以上9人以下	週3日目まで	2，780円	280円	560円	830円
		週4日目以降（厚生労働大臣が定める疾病等）	3，280円	330円	660円	980円
	理学療法士　作業療法士 言語聴覚士の場合 同一建物居住者　同一日に2人		5,550円	560円	1,110円	1,670円
	理学療法士　作業療法士 言語聴覚士の場合 同一建物居住者 同一日に3人以上9人以下		2，780円	280円	560円	830円
訪問看護基本療養費Ⅲ （在宅療養に備えた一時外泊時）	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中2回		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日		7,710円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降 （単一建物居住者が20人未満）		3,010円	300円	600円	900円

			料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 （1日2回）	同一建物内2人以下		4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上9人以下		4，000円	400円	800円	1，200円
難病等複数回訪問加算 （1日3回以上）	同一建物内2人以下		8,000円	800円	1，600円	2，400円
	同一建物内3人以上9人以下	月20日目まで	7，200円	720円	1，440円	2，160円
		月21日目以降	6，900円	690円	1，380円	2，070円
複数名訪問看護加算 （看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行） （週1日まで）	同一建物内2人以下		4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上9人以下		4，000円	400円	800円	1，200円
複数名訪問看護加算 （看護師、その他職員と同行） （週3日まで）	同一建物内2人以下		3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上9人以下		2,700円	270円	540円	810円
複数名訪問看護加算 （看護師、その他職員と同行） （厚生労働大臣が定める疾病等） （都度）	1日1回　同一建物内2人以下		3,000円	300円	600円	900円
	1日1回　同一建物内3人以上9人以下		2,700円	270円	540円	810円
	1日2回　同一建物内2人以下		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日2回　同一建物内3人以上9人以下		5,400円	540円	1,080円	1,620円
	1日3回以上　同一建物内2人以下		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	1日3回以上　同一建物内3人以上9人以下		9,000円	900円	1,800円	2,700円

		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝訪問看護加算（同一建物2人以下）		2,100円	210円	420円	630円
夜間・早朝訪問看護加算（同一建物3人以上9人以下）	月15日まで	2,100円	210円	420円	630円
	月16日目以降	1, 900円	190円	380円	570円
深夜訪問看護加算(同一建物2人以下)		4,200円	420円	840円	1,260円
深夜訪問看護加算（同一建物3人以上9人以下）	月15日まで	4, 200円	420円	840円	1, 260円
	月16日目以降	4, 000円	400円	800円	1, 200円
長時間訪問看護加算(週に1回)		5, 200円	520円	1, 040円	1, 560円
		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
緊急訪問看護加算（1日につき）	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める疾病	1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合	1,400円	140円	280円	420円
訪問看護医療情報連携加算(1月につき)		1,000円	100円	200円	300円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(1月につき)		1, 050円	110円	210円	320円
訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき)		50円	5円	10円	15円
訪問看護物価対応料1(1日につき)	月の初日	60円	6円	12円	18円
	2日目以降	20円	2円	4円	6円

病状によって下記の料金が加算されます。

		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
特別管理加算（1月につき）	利用者の状況によりⅠまたはⅡ	Ⅰ5,000円	500円	1,000円	1,500円
		Ⅱ2,500円	250円	500円	750円
看護・介護職員連携強化加算（1月につき）		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算（1月につき） 利用者の状況に応じ月2回を限度		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算（退院時共同指導加算算定時）		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算（退院日）	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算（1月につき）		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1月につき2回）		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護ターミナルケア療養費1（対象月）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます。

	料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
※1　24時間対応体制加算（1月につき）	6,800円	680円	1,360円	2,040円
※2　訪問看護情報提供療養費1・2・3（各1月につき）	1,500円	150円	300円	450円

【※1　24時間対応体制加算】

24時間対応体制加算は、利用者や家族などから緊急連絡・緊急時の訪問依頼に
24時間365日対応する体制を整える事を目的としています。

24時間対応体制加算	利用する	利用しない

【※2　情報提供療養費1・2・3】

情報提供療養費1：訪問看護ステーションと市町村・都道府県の実施する保健福祉サービスや相談支援事業所との有機的な連携を強化し総合的な在宅療養を推進することが目的です。

訪問看護情報提供療養費1	同意する	同意しない

情報提供療養費2：訪問看護ステーションの利用者が保育所、認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等に通園、通学するにあたって、学校等における生活を安全に送る事ができるように、訪問看護ステーションと学校等の連絡を推進することが目的です。

訪問看護情報提供療養費2	同意する	同意しない

情報提供療養費3：利用者が保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院または入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する場合に、訪問看護ステーションと保険医療機関等の実施する看護の有機的な連携を強化し、利用者が安心して療養生活が送ることができるよう、切れ目のない支援と継続した看護の実施を推進することを目的としています。

訪問看護情報提供療養費3	同意する	同意しない

ご利用スケジュール

曜日	時間(分)	サービス内容
	～　　（　　）	
	～　　（　　）	
	～　　（　　）	
	～　　（　　）	
	～　　（　　）	

9. キャンセル

利用者の都合により訪問看護サービスを中止する場合は、できるだけ早めに事業所までご連絡ください。
訪問予定時間の直前または訪問時のキャンセルについては、状況により実費相当のキャンセル料を請求する場合があります。
ただし、利用者の体調不良や緊急入院など、やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は請求しません。

10. 緊急時の対応

訪問看護の提供中に利用者の病状に急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに主治医へ連絡し指示を仰ぐとともに、必要な処置を行います。
また、必要に応じて救急搬送等の対応を行い、利用者の家族および関係機関へ速やかに連絡します。

11. 事故発生時の対応

訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な処置を講じるとともに、利用者の家族および関係機関へ連絡します。
また、事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、その原因を分析し再発防止に努めます。

【緊急連絡先】

優先順位①	優先順位②
名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
続柄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	続柄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

12. 苦情相談窓口

訪問看護サービスに関する相談および苦情については、次の窓口で対応します。

(1)事業所窓口

担当者	木内　志姫
電話番号	022-349-5066
受付時間	9時から17時(祝日を除く)
その他	相談・苦情については、管理者が対応いたします。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者に引き継ぎます。 苦情申立てを行ったことを理由として、不利益な取り扱いはいたしません。

(2)行政機関窓口

宮城県国民健康保険団体連合会 受付時間:9:00～16:00	022-222-7700

13. 個人情報の保護

事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および関係法令を遵守し、適切に取り扱います。

サービス提供に必要な範囲において、主治医、居宅介護支援事業所、医療機関、その他関係機関との連携のために個人情報を使用する場合がありますが、正当な理由なく第三者に提供することはありません。

また、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じます。

14. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置、職員に対する研修の実施、相談体制の整備等の必要な措置を講じます。
また、虐待の早期発見に努め、虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係機関と連携し適切に対応するとともに再発防止に努めます

15. 身体拘束の適正化

事業所は、利用者の身体拘束その他利用者の行動を制限する行為について、利用者の尊厳および自立した生活を尊重する観点から原則としてこれを行いません。

ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で身体拘束を行うことがあります。

その場合には、その態様および時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、利用者および家族へ十分な説明を行います。

16. 感染症対策

事業所は、感染症の発生およびまん延を防止するため、感染症対策に関する指針の整備、委員会の開催、職員に対する研修の実施等の必要な措置を講じます。
また、感染症が発生した場合には関係機関と連携し、適切な対応を行うとともに利用者および職員の安全確保に努めます。

17. 業務継続計画（BCP）

事業所は、感染症や災害が発生した場合においても利用者に対するサービスの提供を継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。
また、職員に対し業務継続計画に関する研修および訓練を定期的に実施し、非常時におけるサービス提供体制の確保に努めます。

18. ハラスメント対策

事業所は、職員の安全確保および適切なサービス提供を継続するため、利用者およびその家族からの身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント、その他、職員の安全又は尊厳を損なう行為等のハラスメント行為に対して適切に対応する体制を整備します。

ハラスメント行為が確認された場合には、関係機関と連携し必要な措置を講じるとともに、状況によりサービス提供の方法の見直しまたはサービス提供を中止する場合があります。

【説明確認欄】

重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者：株式会社トレジャーハント

事業所：訪問看護ステーション Compass

代表取締役兼管理者：木内志姫

説明日：令和　　年　　月　　日

説明者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【利用者確認欄】

私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人（家族等）氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄）＿＿＿＿＿＿